

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）  
「公衆浴場の衛生管理の推進のための研究」  
研究代表者 泉山信司 国立感染症研究所寄生動物部  
令和5年度研究報告書

保健所、衛生部局による公衆浴場でのレジオネラ症対応、監視指導の実態

研究分担者 小坂浩司 国立保健医療科学院生活環境研究部  
黒木俊郎 岡山理科大学獣医学部  
研究協力者 沢田牧子 国立保健医療科学院生活環境研究部

研究要旨

21自治体36保健所を対象に、公衆浴場でのレジオネラ症対応、監視指導の実態についてアンケート調査を行った。調査対象の全てで、国の規定もしくは都道府県や市独自の規定のどちらか、もしくは両方を基に監視指導を行っていることがわかった。61%で、監視回数や指導内容等を定める「監視指導要領」「監視指導計画」等を整備し、58%で立入検査手法や監視時の指導項目等を記載した「監視指導マニュアル」「監視指導手引き」等を整備していた。旅館業や公衆浴場の施設を対象としたレジオネラ属菌陽性時の「対応マニュアル」を81%で整備しており、レジオネラ症患者発生時の「対応要領」や「対応マニュアル」等は67%で整備していた。また、モノクロラミン消毒を条例あるいは他の規程で認めていたのは70%であった。通常の監視業務を行う際の立入検査人数は、最小1人～最大4人、平均1.7人で、所要時間は、最小15分～最大120分、平均53分であった。立入検査時に維持管理記録と浴槽水の換水頻度は全てで確認が行われており、浴槽水や貯湯槽、ヘアキャッチャー、残留塩素濃度の衛生状態の確認も94%以上が確認されていた。立入検査時に生じる困りごととして、「施設の詳細がわかる（施設側の）担当者が不在で、監視項目を十分に確認できないことがある」が72%であった。「DPD法による遊離塩素濃度測定」は、立入検査時に97%の保健所等で導入されていることがわかった。

A. 研究目的

近年、医療機関や公衆浴場等の生活衛生関係施設におけるレジオネラ症患者の発生やレジオネラ属菌の検出が問題となっており、これらの施設では適切な衛生管理が必要であるが、管理実態としては、不適切な衛生管理体制や適正な情報や人材の不足によって不十分な管理状況となっている部分がある。

この状況の一端を確認するため、公衆浴場等の生活衛生関連施設を許認可、監督する都道府県の保健所等に対して、管内の許可施設等に対する監視指導状況の調査を実施することとした。なお、本調査は監視実態の把握のため行うものであり、各組織や個人の問題点を調べるものではない。

B. 研究方法

1. アンケート調査票の作成

アンケート調査票を作成した。その内容は以下のとおりであった。

- (1) 環境衛生担当部署に係る情報 (3問)
- (2) 監視指導に係る規定等について (3問)
- (3) 監視指導に係る状況等について (8問)
- (4) 浴槽水のレジオネラ属菌等に係る対策について (8問)
- (5) 所管内のレジオネラ症患者の対応状況に

ついて (近年3年間；令和2～4年度) (6問)

- (6) 環境衛生監視員に対する研修等について (6問)
- (7) 事業者に対する対応状況 (5問)

2. 調査対象者

2022年11～2023年2月、以下の保健所・衛生部局の職員を対象に、アンケート調査を行った。

- ・令和5年度国立保健医療科学院短期研修環境衛生監視指導研修受講者
- ・本研究班関係の保健所等職員

3. 回答数

21自治体36保健所から36回答を得た。

(倫理面への配慮)

本調査は各自治体の業務内容に関する調査であり、医学研究関連の倫理指針に関する事項、個人情報には含まれなかった。

C. 結果およびD. 考察

今年度は、アンケート調査結果のうち、(2)監視指導に係る規定等について、(3)監視指導に係る状況等について回答を集計、解析した。

以降、図表における構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも

100 とはならない。また、複数回答を求める設問においては、構成比を算出していない。

## 1. 監視指導に係る規定等について

### 1-1 監視指導を行うにあたっての規定（複数選択可）

保健所等の環境衛生監視員としてどのような規定に基づいて監視指導を行っているかを質問したところ、回答は表1のとおりとなった。

回答を改めて確認したところ、全ての回答で、国の規定もしくは都道府県や市独自の規定のどちらか、もしくは両方を基に監視指導を行っているという回答があることがわかった。なかでも、両方の規定を基に実施しているという回答が22件（61%）であり、半数以上は国と自治体独自の両方の規定を基に監視指導を行っていることがわかった。なお、都道府県や市が独自に策定している規定等の一覧は表2のとおりである。

### 1-2 都道府県や市が独自に定める規定等

都道府県や市が独自に定める規定等について質問を行った。なお、設問上「監視指導要領」「監視指導計画」「監視指導マニュアル」「監視指導手引き」「対応要領」「対応マニュアル」と表記しているが、これ以外の名称であっても、同様の趣旨のものがあれば有りとした。

#### ①監視回数や指導内容等を定める「監視指導要領」「監視指導計画」等の有無

有りという回答があったのが22件（61%）、無しが13件（13%）、未回答が1件（3%）であった（表3）。半数以上の自治体で監視回数や指導内容等を定める規定を策定していることがわかった。なお、監視回数や指導内容等を定める規定の名称一覧は表4のとおりである。

#### ②立入検査手法や監視時の指導項目等を記載した「監視指導マニュアル」「監視指導手引き」等

有りという回答があったのが21件（58%）、無しが15件（42%）であった（表5）。半数以上の自治体で立入検査手法や監視時の指導項目等を記載した規定を策定していることがわかった。なお、立入検査手法や監視時の指導項目等を記載した規定の名称一覧は表6のとおりである。

#### ③旅館業や公衆浴場の施設を対象としたレジオネラ属菌陽性時の「対応マニュアル」等の有無

有りという回答があったのが29件（81%）、無しが7件（19%）であった（表7）。8割以上の自治体で旅館業や公衆浴場の施設を対象としたレジオネラ属菌陽性時の「対応マニュアル」等を策定していることがわかった。なお、レジオネラ属菌陽

性時の「対応マニュアル」等の名称一覧は表8のとおりである。

#### ④レジオネラ症患者発生時の「対応要領」や「対応マニュアル」等の有無

有りという回答があったのが24（66.7%）、無しが11件（30.6%）、未回答が1件（3%）であった（表9）。半数以上の自治体でレジオネラ症患者発生時の「対応要領」や「対応マニュアル」等を策定していることがわかった。なお、レジオネラ症患者発生時の「対応要領」や「対応マニュアル」等の名称一覧は表10のとおりである。

### 1-3 モノクロラミン消毒

都道府県や市において、浴槽水等の消毒方法のひとつとして、モノクロラミン消毒を認めているかどうかの質問を行った。

この結果、条例で認めているが24件（67%）、条例で認めていないがその他規定で認めているが1件（3%）と、半数以上の自治体で何らかの規定に基づきモノクロラミン消毒を認めていることがわかった（表11）。また、その他9件（25%）の回答があり、その意見として、消毒方法の規定や明記したものは無いが、消毒効果を有する場合モノクロラミン消毒を行うことを認めている回答が多数あった。

## 2. 監視指導に係る状況等について

生活衛生関係施設のうち旅館業と公衆浴場の許可を有する施設（以下、施設とする。）に対する対応状況についての質問を行った。

### 2-1 監視項目や注意事項等を記載した「監視指導票」や「チェック票」等の有無（複数回答可）

都道府県や市独自の様式があるが21件（58%）、自治体独自で作成した様式があるが12件（33%）、また職員個人が作成した様式（5件）や過去の担当者が作成した様式（4件）も含めると、36回答者すべての保健所等に監視項目や注意事項等を記載した指導票等があることがわかった（表12）。

### 2-2 立入検査実施時の事前調整（アポイント等）

立入検査を実施する際に監視対象施設に対して、事前調整（アポイント等）をするかどうかの質問を行った。

その結果、「全ての施設に対して日程、訪問・滞在時間等の事前調整を行う」が22件（61%）、「一部の施設に対して事前調整を行う」が12件（33%）と、ほとんどの保健所等で事前調整を行っていることがわかった（表13、14）。本来であれば、抜き打ちの検査を行い、正確な管理実態を把握したいと考えるところではあるが、保健所等の業務日の関係で立入検査は平日に行われること、施設には利用者がいるため配慮が必要な

こと、聞き取り浴場等の管理を行う担当者が不在では困ること等が事前調整を行う理由として推測される。

### 2-3、2-4 立入検査に要する人数と時間（通常監視時の代表的なケース）

集計各回答は、範囲での回答であったため、まず各回答の範囲から平均値を算出した。次に全36回答の平均値を求めた。

通常の監視業務を行う際の立入検査人数や所要時間について、代表的なケースを質問した。

この結果、最小1人～最大4人、平均1.7人で立入検査を行っていることがわかった（表15）。また、所要時間としては、最小15分～最大120分、平均53分となり、立入検査時間に大きな幅があった（表16）。

これらに一番影響があることは対象施設の施設規模であり、また旅館業と公衆浴場の両方の許可を有する場合、監視対象範囲がかなり広く、多くの項目の確認が必要となることが想定される。また、過去にレジオネラ属菌が検出された施設や事前調整をおこなっていても施設の担当者が不在である場合、必要な資料が準備されていない場合は多くの時間を要すると考えられる。

限られた時間の中で、何を優先させて調査していくか、施設に合わせた対応が必要となり、このことは指導票だけでは判断が難しいと考えられる。これらの対応には、経験や先輩職員からのアドバイス等だけではなく、様々な経験を共有できる体制作りや監視員への助言体制が必要となってくるのではないかと考えられた。

### 2-5 立入検査時の主な監視項目

ここでは、通常の立入検査を行う際に、主に確認を行う項目、実施する項目を全て選択してもらい、立入検査時の主な監視項目についての確認を行った。なお、旅館に関しては、大浴場等の共同浴室に対する項目のみを質問対象とし、客室内の浴室は除くとした。

結果は表17のとおりである。維持管理記録と浴槽水の換水頻度の確認は全てで確認が行われており、浴槽水や貯湯槽、ヘアキャッチャー、残留塩素濃度の衛生状態の確認も94%以上が確認されていた。これらのことから、浴槽水の衛生に直結するような項目について、重点的に毎度確認がなされていることがわかった。また、施設の衛生管理者の確認や既届出内容との相違確認も高い確率で確認を行っていることがわかった。

### 2-6 立入検査時に生じる困りごと（複数回答可）

これまで通常の立入検査を実施した際に生じた困りごとについて、感じたことのあるもの、近いものがあれば全て選択してもらった。なお、本

項目の回答にあたっては、担当者自身の主観での回答をお願いした。

結果は表18のとおりである。特に「施設の詳細がわかる（施設側の）担当者が不在で、監視項目を十分に確認できないことがある」が26件（72%）であり、多くの保健所等で事前調整を行っているにも関わらず、施設詳細の分かる担当者が不在となり、十分な確認ができず困っていることがわかった。保健所等の立入検査と言われると、施設側にとっては面倒なことだと感じやすいが、1年や2年毎の施設の健康診断としての意味合いも強いことを広く周知できないかと考えられた。また、施設への説明資料として、全国共通の配布資料の提供が求められており、これまでの研究成果や厚生労働省として発信している情報等をわかりやすく伝える体制を整える必要性が考えられた。

また、その他意見ではあるが、監視員の性別により立入可能区域が限定されることで十分な監視を行うことが出来ず困っているとした意見があった。特に営業時間中に立入検査を行う場合は、必要な配慮であるが、施設への衛生面での確認が十分行えないことを考えると難しい問題である。

### 2-7 立入検査時の現場試験の実施

立入検査の現場での採水と試験が可能な方法について、利用の有無、利用無しの場合は関心の有無について、方法ごとに選択してもらった。また、回答者が都道府県（本庁）所属で、直接立入検査を行っていない場合は、保健所等の出先機関での利用の有無を、利用無し、もしくはわからないの場合は、都道府県主管課担当の立場としての関心の有無を答えてもらうこととした。

「DPD法による遊離塩素濃度測定」は35件（97%）の回答があり、大半の保健所等で導入されていることがわかった（表19）。また、その他の測定方法についても、導入されているものは少ないが、各測定方法に対して半数近くの保健所等が関心を示していることがわかった。

### 2-8 立入検査後のレジオネラ迅速試験<sup>1)</sup>

レジオネラ培養検査は待ち時間が1～2週間と長く、それを補う迅速な検査方法がいくつか整備されている。また、現場での試験は難しくても、試料を試験場所に宅配便等で送付するなど、検査施設との連携により時間短縮が可能な試験もあり、レジオネラ検出後の洗浄、消毒、その後の再開に有用と考えられる。このことから、レジオネラ迅速試験の各種方法における利用の有無、利用無しの場合の関心の有無について、方法ごとに選択してもらった。

また、回答者が都道府県（本庁）所属で、直接

立入検査を行っていない場合は、保健所等の出先機関での利用の有無を、利用無し（もしくは分からない）の場合は、都道府県主管課担当の立場としての関心の有無を答えてもらうこととした。

結果として「死菌も検出される PCR 法や LAMP 法（PCR 検出、測定に数時間）」の利用有りが 10 件（28%）と最も高く、それ以外の検査方法は現時点では、ほぼ利用されていないことがわかった（表 20）。

しかしながら、各検査方法への関心ありの割合は高く、導入はしていないものの関心が高いことがわかった。導入にあたっては、費用や場所、人力的な問題も多く難しいが、地域での共同検査や大学等との共同研究等による導入の可能性も含めて検討できればと考えられる。

#### E. 結論

21 自治体 36 保健所の職員を対象に、公衆浴場でのレジオネラ症対応、監視指導の実態についてアンケート調査を行った。

- ・調査対象の全てで、国の規定もしくは都道府県や市独自の規定のどちらか、もしくは両方を基に監視指導を行っていることがわかった。
- ・61%で、監視回数や指導内容等を定める「監視指導要領」「監視指導計画」等を整備し、半数以上で立入検査手法や監視時の指導項目等を記載した「監視指導マニュアル」「監視指導手引き」等を整備していた。
- ・旅館業や公衆浴場の施設を対象としたレジオネラ属菌陽性時の「対応マニュアル」を 81%で整備しており、レジオネラ症患者発生時の「対応要領」や「対応マニュアル」等は 67%で整備していた。また、モノクロラミン消毒を条例で

認めていたのは 67%で、加えて他の規程で 1 件（3%）が認めていた。

- ・通常の監視業務を行う際の立入検査人数は、最小 1 人～最大 4 人、平均 1.7 人で、所要時間は、最小 15 分～最大 120 分、平均 53 分であった。
- ・立入検査時に、維持管理記録と浴槽水の換水頻度の確認は全てで行われており、浴槽水や貯湯槽、ヘアキャッチャー、残留塩素濃度の衛生状態も 94%以上で確認されていた。
- ・立入検査時に生じる困りごととして、「施設の詳細がわかる（施設側の）担当者が不在で、監視項目を十分に確認できないことがある」が 72%であり、多くの保健所等で事前調整を行っているにも関わらず、十分な確認ができず困っていることがわかった。
- ・立入検査時の現場試験の実施状況について、「DPD 法による遊離塩素濃度測定」は 97%で、大半の保健所等で導入されていることがわかった。

#### F. 参考文献

- 1) 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長. 公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について（令和元年 9 月 19 日薬生衛発 0919 第 1 号）. 2019.

#### G. 健康危機情報

なし

#### H. 研究発表

なし

表1 監視指導を行うにあたっての規定の有無

	件数	回答割合(%)
国が定める規定「衛生等管理要領等について」等	28	78
都道府県や市が独自に定める規定等	30	83
その他	2	6
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴施設におけるレジオネラ症防止対策</li> <li>・入浴施設の衛生管理の手引き</li> </ul>		

表2 都道府県や市が独自に策定している規定等の一覧

都道府県や市が独自に定める規定等

条例・規則	要綱・要領	その他
公衆浴場法施行条例	公衆浴場法指導要綱	環境衛生監視指導計画
公衆浴場法施行細則	公衆浴場法の運用に関する要綱	公衆浴場におけるレジオネラ症 発生予防のための指導指針
旅館業法施行条例	公衆浴場衛生等管理要領	生活衛生関係実務便覧
旅館業法施行細則	公衆浴場衛生管理要領	生活衛生営業関係等事務処理マニュアル
公衆浴場の設置場所の配置及び 衛生等の措置の基準を定める条例	公衆浴場法事務処理要領	公衆浴場自主管理マニュアル
	旅館業法指導要綱	特殊浴場（トルコ風呂）に関する 許可等の規制基準（内規）並びに 在来の該当施設に対する処分について
	旅館業法の運用に関する要綱	
	旅館業衛生等管理要領	
	旅館業衛生管理要領	
	旅館業法事務処理要領	
	公衆浴場及び旅館業営業施設に対する 立入検査実施要領	
	環境衛生営業監視指導要領	
	生活衛生関係営業施設監視指導要領	
	監視指導実施要領	
	監視指導要領	

表3 監視回数や指導内容等を定める「監視指導要領」、「監視指導計画」等の有無

	件数	回答割合(%)
有り	22	61
無し	13	36
未回答	1	3
計	36	100

表4 監視回数や指導内容等を定める規定の名称一覧

有り（監視回数や指導内容等を定める規定の名称）	
生活衛生施設等監視計画（年度ごとに作成）	公衆浴場及び旅館業営業施設に対する立入検査実施要領
生活衛生関係営業施設の監視指導事業計画	生活衛生関係営業施設監視指導要領
生活衛生監視指導計画	環境衛生営業監視指導要領
環境衛生監視指導計画	監視指導実施要領
監視指導計画	監視指導要領
生活衛生関係事業方針及び事業計画	公衆浴場法事務処理要領
令和5年度環境業務課事業計画	旅館業法事務処理要領
生活衛生関係事業計画	循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル
生活衛生対策推進計画	生活衛生営業関係事務処理マニュアル
保健所環境衛生関係業務実施計画	年度ごとの通知による
生活衛生関係営業六法施設監視指導方針	県通知に基づき、主管課からの年度監視目標通知に
生活衛生関係営業施設監視指導実施方針	対する監視計画を保健所毎に策定する
	個室浴場法施行条例の改正について
	（レジオネラ症防止対策を目的に追加された項目の解説）

表5 立入検査手法や監視時の指導項目等を記載した「監視指導マニュアル」、「監視指導手引き」等の有無

	件数	回答割合(%)
有り	21	58
無し	15	42
計	36	100

表6 立入検査手法や監視時の指導項目等を記載した規定の名称一覧

有り（立入検査手法や監視時の指導項目等を記載したものの名称）	
公衆浴場及び旅館業営業施設に対する立入検査実施要領	公衆浴場法事務処理規程
生活衛生関係営業施設監視指導実施要領	公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時や
環境衛生営業監視指導要領	レジオネラ症患者発生時の指導内規
監視指導実施要領	公衆浴場監視票
監視指導要領	旅館業監視票
営業関係施設の維持管理状況調査実施要領	入浴施設調査票
生活衛生関係営業施設に対する立入検査等事務処理要領	レジオネラ関係施設立入調査票
旅館業法事務処理要領	衛生優良店採点票
公衆浴場法事務処理要領	入浴施設の衛生管理ポイント
生活衛生営業関係等事務処理マニュアル（各種監視票）	個室浴場法施行条例の改正について
循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル	（レジオネラ症防止対策を目的に追加された項目の解説）
旅館・公衆浴場におけるレジオネラに関する対応マニュアル	

表7 旅館業や公衆浴場の施設を対象としたレジオネラ属菌陽性時の「対応マニュアル」等の有無

	件数	回答割合(%)
有り	29	81
無し	7	19
計	36	100

表8 レジオネラ属菌陽性時の「対応マニュアル」等の名称一覧

有り（レジオネラ属菌陽性時の「対応マニュアル」等の名称）	
レジオネラ指導要綱	レジオネラ対応マニュアル
公衆浴場衛生等管理要領	レジオネラ発生時対応マニュアル
公衆浴場におけるレジオネラ属菌対応要領	旅館・公衆浴場におけるレジオネラに関する対応マニュアル
レジオネラ症防止対策指導要領	循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル
レジオネラ症患者発生及びレジオネラ属菌検出に係る施設調査等実施要領	旅館及び公衆浴場の入浴施設におけるレジオネラ属菌検出時の対応マニュアル
レジオネラ属菌検出時対応要領	生活衛生営業関係事務処理マニュアル
浴槽水のレジオネラ属菌基準超過施設に対する指導要領	令和5年度公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検査規程
旅館及び公衆浴場の入浴施設におけるレジオネラ属菌検出時及び患者発生時の対応指針	公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する対応について

表9 レジオネラ症患者発生時の「対応要領」や「対応マニュアル」等の有無

	件数	回答割合(%)
有り	24	66.7
無し	11	30.6
未回答	1	2.8
計	36	100

表10 レジオネラ症患者発生時の「対応要領」や「対応マニュアル」等の名称一覧

有り（レジオネラ症患者発生時の「対応要領」や「対応マニュアル」等の名称）	
レジオネラ指導要綱	旅館及び公衆浴場の入浴施設におけるレジオネラ属菌検出時及び患者発生時の対応指針
医療施設、社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策要綱	入浴施設を利用したレジオネラ症患者発生時対応方針
公衆浴場衛生等管理要領	公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時やレジオネラ症患者発生時の指導内規
レジオネラ症防止対策指導要領	レジオネラ対応マニュアル
公衆浴場におけるレジオネラ属菌対応要領	旅館・公衆浴場におけるレジオネラに関する対応マニュアル
公衆浴場等施設におけるレジオネラ属菌検出時対応要領	レジオネラ発生時対応マニュアル
入浴施設におけるレジオネラ症発生時の対応要領	レジオネラ発生時対応マニュアル
入浴施設におけるレジオネラ症患者発生時等の対応要領	レジオネラ発生時対応マニュアル
レジオネラ症患者等発生時防疫対策実施要領	感染症対応マニュアル
レジオネラ症患者発生及びレジオネラ属菌検出に係る施設調査等実施要領	循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル 公衆浴場におけるレジオネラ症患者発生時の施設調査マニュアル

表 11 都道府県や市で浴槽水等の消毒方法のひとつとしてモノクロラミン消毒を認めているか

	件数	回答割合(%)
条例で認めている	24	67
条例では認めていないが、規則や要領、マニュアル等で認めている	1	3
現在は条例で認めていないが、変更する予定がある	0	0
条例等で認めていない	2	6
その他	9	25
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例で消毒方法を規定、明記していない(5)</li> <li>・ 条例等に記載はないが、認めている</li> <li>・ 条例において、「市長の定めるところにより」と規定し、本市規則にて具体的に規定している</li> <li>・ 塩素系薬剤により難しい場合に、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する方法により行うものとしている</li> <li>・ 条例では、ただし書きにより、「原湯又は原水の水質その他の浴槽水の水質に応じて、他の適切な方法により消毒すること」を認めており、また公衆浴場衛生管理要領において、モノクロラミン消毒を行う場合の規定を定めている</li> </ul>		
計	36	100

表 12 監視項目や注意事項等を記載した「監視指導票」や「チェック票」等の有無

	件数	回答割合(%)
都道府県や市独自の監視指導要領等の規定で定める様式がある	21	58
自治体独自で作成した様式がある	12	33
職員個人が作成した様式がある	5	14
過去の担当者が作成した様式がある	4	11
監視指導票やチェック票はない	0	0
その他	3	8
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各保健所支所で作成したチェック票がある</li> <li>・ 生活衛生採点票を使用</li> <li>・ 生活衛生採点票（優良店）</li> </ul>		
監視指導業務を行っていないため分からない	0	0

表 13 立入検査を実施する際に監視対象施設に事前調整（アポイント等）をしているか

	件数	回答割合(%)
全ての施設に対して日程、訪問・滞在時間等の事前調整を行う	22	61
一部の施設に対して日程、訪問・滞在時間等の事前調整を行う	12	33
日程、時間等の事前調整は行っていない	2	6
監視指導業務を行っていないため分からない	0	0
計	36	100

表 14 事前調整を行う場合の対象施設

	件数	回答割合(%)
旅館業の施設	27	75
公衆浴場の施設	25	69
大規模な施設	9	25
休業中の施設	5	14
担当者が少人数の施設	5	14
過去の経緯から事前調整が必要である施設	9	25
その他	3	8

その他の施設

- ・レジオネラ症発生届から感染源と思慮される施設
- ・レジオネラ症発生届から感染源と思慮される施設維持管理のかかる書類などの準備をしておいてもらう必要があるため、ある程度の幅を持たせた期間を伝え、その間に訪問している
- 施設の休みの把握や、浴槽水の採水が必要な場合は浴槽に水をはった状態である必要があるため、ある程度の期間を伝える必要がある
- ・事前調整を行うことが多いですが、状況によっては、事前調整なしに立入する場合もある旨申し添えます

表 15 立ち入り検査に要する人数（通常監視時の代表的なケース）

最小	1人
最大	4人
平均	1.7人

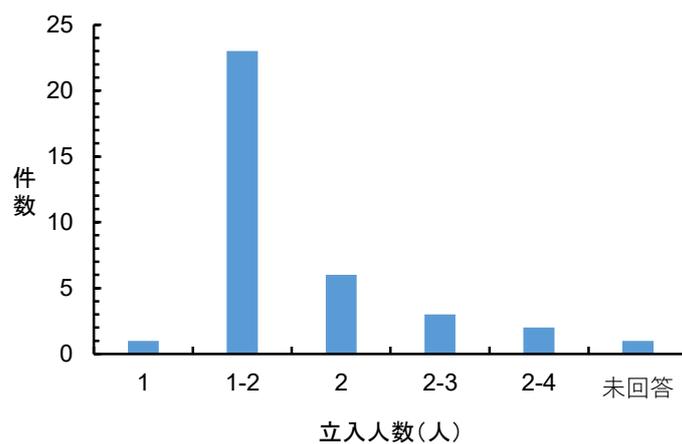


図 1 立ち入り検査に要する人数の分布

表 16 立ち入り検査に要する時間（通常監視時の代表的なケース）

最小	15分
最大	120分
平均	53.2分

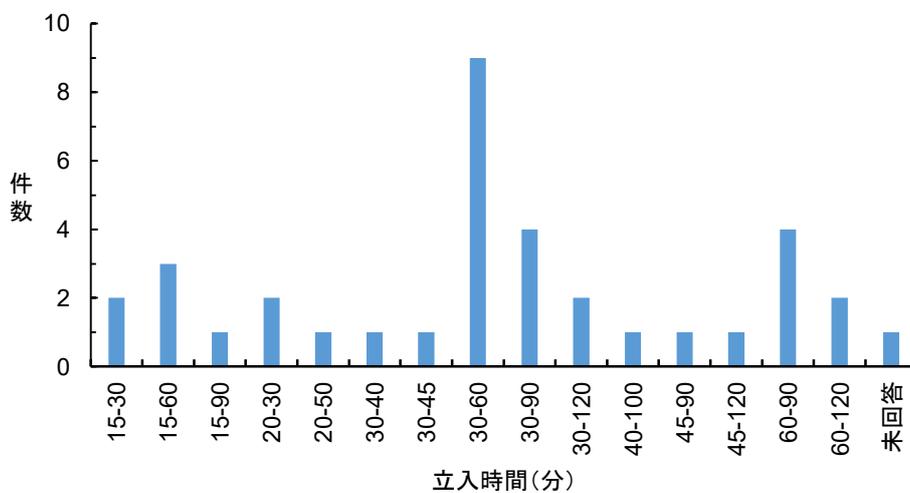


図 2 立ち入り検査に要する時間の分布

表 17 立入検査時の主な監視項目（複数回答有り）

	件数	回答割合(%)
施設で作成している維持管理記録（点検票、記録簿等）	36	100
浴槽水の換水頻度	36	100
逆洗の頻度	35	97
浴槽の清掃頻度	35	97
ヘアキャッチャーの清掃頻度	35	97
シャワーヘッドの清掃頻度	27	75
循環構造の有無	34	94
配管構造	28	78
ろ過器の衛生状態	31 ※	86
貯湯槽の衛生状態（温度、清掃、消毒）	34	94
サウナ室及びサウナ施設	29	81
消毒剤の注入箇所	29	81
消毒剤の種類	35	97
残留塩素濃度の記録	35	97
残留塩素濃度検査の実施（現地検査）	31	86
ATP検査の実施（現地検査）	10	28
入浴設備以外の施設における衛生状態の確認（空調設備の冷却塔）	10	28
入浴設備以外の施設における衛生状態の確認（給湯設備）	11	31
入浴設備以外の施設における衛生状態の確認（加湿装置や加湿器）	8	22
衛生管理の責任者、担当者	31	86
施設における管理マニュアル等の有無	24	67
施設に対する苦情の有無	16	44
施設における体調不良者（探知、通報等）の有無	12	33
既届出内容との相違の確認	33	92
監視指導業務を行っていないため分からない	0	0
その他	1	3
・レジオネラ属菌自主検査の頻度、結果、系統数及びその書類の保管		

※未回答あり

表 18 立入検査時に生じる困りごと（複数回答可）

	件数	回答割合(%)
管内の監視対象施設件数が多く、十分な監視が行えないことがある	18	50
監視員の数が足りないと感じることもある	21	58
施設の規模が大きい場合、立入検査時間が不足することがある	9	25
施設側が忙しいため、立入検査を断られることがある	10	28
立入検査を行う時間帯に制約があることがある	15	42
立入検査に要する時間の制約があることがある	9	25
施設の詳細が分かる担当者が不在で、監視項目を十分に確認できないことがある	26	72
施設の担当者等から話を聞けない、聞いてもらえないことがある	6	17
通常業務だけでは監視指導を行う上での知識や経験を得ることが難しい	16	44
施設への説明資料として、全国共通の配布資料（レジオネラ症関係や施設の衛生対策関係のリーフレットやパンフレット、チラシ等）があればよいと思うことがある	20	56
特に困りごとはない	0	0
監視指導業務を行っていないため分からない	1	3
その他 ※複数回答あり	5	14
<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査を行うことについての理解が得られない場合があった</li> <li>・指導相手の理解力や対応力の問題により、十分な管理が難しい場合がある（高齢者等）</li> <li>・施設又は施設の区画ごとに監視員の性別が指定されるため、立入できない部分がある</li> <li>・環境衛生監視員の性別によって、男湯及び女湯両方監視することが非常に困難である</li> <li>・配管が複雑かつ、構造変更をしており、系統図が整備されていなくて困ることがある</li> <li>・立入監視の方法について動画があれば分かりやすくして良いと思われる</li> </ul>		

表 19 立入検査時の現場試験の実施方法

	利用の有無		(利用無しの場合) 関心の有無				未回答	
	利用中		関心あり		関心なし			
① DPD法による遊離塩素濃度測定	35	97%	1	3%	0	0%	0	0%
② DPD法による総塩素濃度測定	9	25%	12	33%	9	25%	6	17%
③ インドフェノール法によるモノクロラミン濃度測定	2	6%	20	56%	8	22%	6	17%
④ アンモニア態窒素測定	3	8%	17	47%	11	31%	5	14%
⑤ モバイルPCR法やパルサー法によるレジオネラ遺伝子検出	0	0%	24	67%	8	22%	4	11%
⑥ ATP法によるATP測定	14	39%	15	42%	5	14%	2	6%
⑦ その他	2	6%	0	0%	0	0%	17	47%
	その他はない						17	47%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DPD法による結合塩素濃度測定</li> <li>・ 試験紙による遊離塩素濃度測定</li> </ul>								

表 20 立入検査後のレジオネラ迅速試験の方法

	利用の有無		(利用無しの場合) 関心の有無				未回答	
	利用中		関心あり		関心なし			
① フローサイトメトリー法 (雑菌の有無を測定、消毒効果を推測、測定に数分間)	0	0%	21	58%	8	22%	7	19%
② 死菌も検出されるPCR法やLAMP法 (PCR検出、測定に数時間)	10	28%	13	36%	8	22%	5	14%
③ 生菌を検出するEMA-PCR法 (EMA処理後にPCR検出、測定に数時間)	1	3%	22	61%	7	19%	6	17%
④ 生菌を検出するLC-EMA-PCR法 (培養とEMA処理後にPCR検出、測定に一晚)	2	6%	20	56%	9	25%	5	14%
⑤ その他	0	0%	0	0%	0	0%	15	42%
	その他はない						21	58%